

# 婚姻届の記入例

※夫婦が日本人でともに戸籍の筆頭者でない場合

(2) 住所には、婚姻届出時点での住民登録地を記入してください。

※窓口が開いている時間に来られて、婚姻届と同時に転入届出や世帯合併届出をする場合は、変更後の住所及び世帯主を記入してください。

(3) 本籍地は戸籍とおりに正確に記入してください。

※父母・養父母の氏名は戸籍とおりに正確に記入してください。

※婚姻届提出時点で父母の氏に変更がある場合は変更後の氏を記入してください。

(4) 婚姻後の夫婦の氏を選択した夫または妻が戸籍の筆頭者でない場合は、必ず新本籍を決めて記入してください。すでに戸籍の筆頭者になっている場合は新本籍を記入する必要はありません。

# 婚姻届

令和 年 月 日 届出

午前・午後 時 分

兵庫県伊丹市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	兵庫県伊丹市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	夫になる人 妻になる人	氏名 伊丹 一郎 昆陽 みどり
(2)	住所 兵庫県伊丹市千僧1丁目 1番地1 伊丹パワーハイツ105号	夫に同じ
(3)	本籍 兵庫県伊丹市千僧1丁目 1番地 伊丹 市太郎	兵庫県川西市中央町 12番 昆陽 寿一
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 夫の氏 新本籍 (左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 兵庫 県伊丹市千僧一丁目1番地	
(5)	同居を始めたとき 平成・令和 3年9月	
(6)	初婚・再婚の別 初婚 再婚	
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 31にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯
(8)	夫妻の職業 夫の職業 妻の職業	
その他	<input type="checkbox"/> 新本籍確認済 <input type="checkbox"/> 新本籍の表示は街区符号である	
届出人署名	夫 伊丹 一郎 印	妻 昆陽 みどり 印
事件簿番号		

署名 (※押印は任意)	伊丹 昭子 印	昆陽 和子 印
生年月日	昭和・平成 44年 1月 5日	昭和・平成 42年 2月 8日
住所	兵庫県伊丹市北野4丁目 30番地	兵庫県川西市中央町 12番1号
本籍	兵庫県伊丹市千僧一丁目 1番地	兵庫県川西市中央町 12番

【伊丹市に婚姻届出をする場合の必要書類】

- ◎届書 1通
- ◎戸籍謄本または全部事項証明書 1通  
※本籍地が伊丹市にある場合は添付を省略することができます。
- ◎署名欄に押印された場合はその印鑑(押印は任意です)  
※訂正印として必要な場合があります。
- ◎身分証明書(運転免許証・旅券・個人番号カード・健康保険証など)

※市外からの転入手続きには旧住所地の市区町村長の発行した転出証明書が必要です。  
ただし、住所変更・世帯合併等の手続きは、平日・月～金曜日の午前9時から午後5時30分の間に、市民課窓口へ届け出してください。

※外国籍の方の届出には、上記以外にも必要な書類を添付していただく必要がありますので市役所・戸籍係までお問い合わせください。

※(4)欄の新本籍については、地番さえあれば全国どこでも置くことができますが、その市区町村に確認のうえ記入してください。

※すでに戸籍の筆頭者になっている夫(妻)になる人と、夫(妻)の氏を選択して婚姻届出をする場合は、妻(夫)になる人は現在の夫(妻)の戸籍に妻(夫)として入るため新戸籍は作られませんので、新本籍の記入は必要ありません。